

【お知らせ】

前金払の対象金額について

南島原市では公共工事の前金払制度について、下記のとおり改正しましたので、お知らせします。

記

1 改正内容

現 行

工 事 等 種 別	割 合
(工事) 1 件の請負代金額が <u>300</u> 万円以上の土木建築に関する工事	請負代金額の 10 分の 4 以内。
(設計又は調査) 1 件の業務委託料が <u>300</u> 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査	業務委託料の 10 分の 3 以内。
(測量) 1 件の業務委託料が <u>200</u> 万円以上の測量	業務委託料の 10 分の 3 以内。
<u>(機械類の製造)</u> <u>請負代金額が 3,000 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（以下「工事用機械類」という。）の製造（請負代金額が 3,000 万円未満であっても、当該契約中に単価1,000 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）</u>	<u>請負代金額の 10 分の 3 以内。</u>

変 更

工 事 等 種 別	割 合
(工事) 1 件の請負代金額が 130 万円以上の土木建築に関する工事	請負代金額の 10 分の 4 以内。
(測量、設計又は調査) 1 件の業務委託料が 130 万円以上の測量、土木建築に関する工事の設計又は調査	業務委託料の 10 分の 3 以内。
(測量) 1 件の業務委託料が 130 万円以上の測量	業務委託料の 10 分の 3 以内。
(機械類の製造) 廃 止	

2 適用日

この改正については、平成 24 年 5 月 1 日以後に行われる入札に係る契約（入札によらない契約にあっては、同日以後に締結されるもの）について適用する。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ

南島原市西有家町里坊 9 6 番地 2

南島原市役所 総務部 管財契約課 契約検査班

TEL : 0 5 0 - 3 3 8 1 - 5 0 2 2